



## 商工会長 新年のご挨拶



あけましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。令和4年の新たな年は、新型コロナウイルス感染症の収束が見えつつも、いまだ楽観できない状況にあります。このような中、この苦難を乗り越え皆様が幸せをかみしめる一年であってほしいと願っております。

さて、本年商工会では一昨年より推し進めてきたオンライン、デジタル化のインフラを駆使し、様々な支援をさせていただきたいと思っております。またそのために、国・府・町に支援協力を要望していきたいと考えております。コロナだからできないではなく、コロナでもできる商工会を目指し役職員一丸となり、会員事業所また地域経済の発展のために全力を尽くして参りますので、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに皆様のご健康と事業のご発展を心より祈念申し上げまして新年のご挨拶と致します。

精華町商工会 会長 田尻儀久

## 新型コロナ関連給付金・補助金の確定申告時の扱いについて

国・府・町から給付された助成金等の多くは課税されます。

### 非課税

【支給の根拠となる法律や特例が非課税のもの】

- ・特別定額給付金(新型コロナ税法4条1号)(市町村から配られた1人10万円の給付金)

### 課税

【事業所得等に区分されるもの】

- ・持続化給付金(事業所得者向け)
- ・家賃支援給付金
- ・一時支援金、月次支援金
- ・文化芸術・スポーツ活動の継続支援
- ・雇用調整助成金
- ・京都府や精華町の感染拡大防止協力金

【一時所得に区分されるもの】

- ・Go To キャンペーン事業における給付金 ※詳細は商工会へお問合せください。

## 75歳以上の後期高齢者医療引上げ

2022年10月1日より75歳以上後期高齢者の医療費負担が1割から2割に引上げられます。2割への引き上げは、単身では年金を含む年収200万円以上。夫婦世帯では合計年収320万円以上が対象となります。3年間は激変緩和措置にて外来受診に限り、1割負担の時に比べて窓口で払う増加額が月最大3千円にとどまるようにされます。

## 精華町役場独自の給付金『エール給付金』のご案内

精華町役場では新型コロナの影響を受け売上が減少した以下の事業者に対し給付金を支給します。

- ① 令和3年1月～12月の内、任意の1か月の売上が前年又は前々年対比で15%以上減少している
- ② 京都府緊急事態措置協力金及び感染症拡大防止協力金を受給していない。(飲食店時短協力金)

支給額: 中小企業20万円、小規模事業者10万円

詳しくは商工会又は精華町役場ホームページ、QRコードから確認をお願いします。

申請締切: 令和4年2月28日(月)



## 令和四年 賀詞交歓会 ご報告

### ◆新春ご挨拶会

- 開催日時 : 令和4年1月5日(水) 15時～16時半  
開催場所 : けいはんなプラザ  
内 容 : 京都府山城振興局長、杉浦正省精華町長、三原和久町議会議員、国会議員による祝辞  
連合会沖田会長のVTRによる祝辞  
SSC会員によるプレゼン



(松石建装(株)、appleman design、およびSSC)

来賓・招待者 参加47名、会員参加52名

## 事業予定 R4年1月～3月

開催日時	内容	場所
1月17日(月)15-17時/18-20時	インボイスセミナー	商工会館
中止⇒1月19日(水)15時-17時	中止となりました。⇒相楽地区ビジネスサポートセンター新春講演会	アスピーア山城
1月23日(日)10時-17時	創業塾	商工会館
1月30日(日)10時-16時	創業個別相談会	商工会館
1月31日(月)10時30分～	女性部テーブルマナー講習会	商工会館・セルドール
2月10日(木)15時-17時	経営発達事業評価委員会	商工会館
2月28日(月)10時-16時	納税相談会(予約制)	商工会館
3月2日(水)10時-16時	納税相談会(予約制)	商工会館

## 土地の相続登記・住所変更登記申請の義務化について

- ◆相続不動産の取得を知ってから3年以内の登記が義務化されました。(2024年4月1日施行)  
施行日以前に相続が発生していたケースにも登記の申請義務が課されます。  
法務局に自分が相続人の一人であると申告すれば、登記義務を果たす手続きの簡略化も同日から施行。(正当な理由なく申請を怠れば10万円以下の過料が課されます)  
一定の要件を満たせば相続した土地の所有権を手放し、国に帰属させる新法は23年4月から。
- ◆登記名義人の住所・氏名の変更日から2年以内に変更登記の申請が義務付けられます。  
(2021年4月28日の公布から5年以内の実施される予定)

## コロナ関連給付金 『事業復活支援金』

◆新型コロナウイルスの影響で、2021年11月～2022年3月の任意の月の売上が、2018年11月～2021年3月までの同月と比較して30～50%以上減少した方が対象

### ◆給付額上限

売上減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億超から5億	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30～49%	30万円	60万円	90万円	150万円

※売上基準月:2018年11月～2021年3月の間で比較に用いた月を含む事業年度

◆ $\text{給付額} = \text{基準期間の売上} - (\text{対象月の売上} \times 5)$  (給付額の上限内)

基準期間:2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかで売上高比較に用いた月を含む期間

対象月 :2021年11月～2022年3月のいずれかの月

◆申請時期:現時点では公表されていません。

## 商工会費納入のお願い

令和3年度第3期分は、令和4年2月18日(金)にご指定の口座よりお引き落とし致します。  
ご準備よろしくお願い致します。

編集後記 : 2年前の同じ時期にWHOが新型コロナウイルスを確認した時点では、世間は誰もマスクをせず、2年後の今までコロナがまん延しているとは夢にも思いませんでした。この2年間は世界の経済・文化・スポーツにとって空白とも言える期間になりましたが、その反面テレワーク、キャッシュレスの推進などが身近になり、発想の転換の重要性を感じました。コロナの消滅を願いながらも、コロナとの共存へ積極的に対応していく必要があると感じています。  
新型コロナウイルスの感染対策を継続しつつ、経済を成長させる為、今後も会員様と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

経営支援員 山本 佳市